



タイ:タイで新型コロナウイルス感染拡大防
止のための非常事態宣言が発動
(2020年3月26日時点)

※ 本書は、2020年3月26日時点の情報に基づいて執筆しております。

タイのプラユット首相は、国内における新型コロナウイルスの感染拡大への対応として、2005年非常事態における統治に関する緊急勅令(第1号)(以下「緊急勅令」といいます。)第9条に基づき、規則(以下「本規則」といいます。)を発令しました。適用期間は2020年3月26日から2020年4月30日までです。本規則に基づき、COVID-19緊急センターが設置される予定であり、同センターは毎日午前9時30分に会議を開催し、日次でタイ国内の新型コロナウイルスに関する状況を広く国民に公表する予定です。

本規則は以下の内容を含んでいます。

1. 危険区域への立入禁止(本規則第1条)

感染の危険性があるとして2020年3月17日付の閣議決定で指定された地域・場所(例:学習塾)、及び本規則制定前に2015年感染症法に基づきバンコク都知事、県知事又は感染症予防官が指定した場所への立ち入りは禁止されます。

2. 危険区域の閉鎖(本規則第2条)

バンコク都知事及び県知事は、2015年感染症法第35条第1項に基づいて、(i)多数の人々が集まって活動し、(ii)ウイルス感染の危険性がある場所の一時的な閉鎖を命じる権能が与えられています。これには以下の場所が含まれます。

- (1) タイ各県にあるボクシング競技場、スポーツ場、競技場、運動場、競馬場
- (2) バンコクやその近郊(例:ノンタブリー県)のパブ、興行場、公演又はゲームの会場、マッサージパーラーや伝統的なマッサージの営業場所、スパ、フィットネス施設
- (3) 各県又はバンコクの感染症委員会が、必要性和適切性の観点から追加的な状況と時間的な要件を考慮した上で承認したその他の場所(例:自然観光地、博物館、公共図書館、宗教に関係する場所、バス停)の全部又は一部

3. タイへの入国禁止(本規則第3条)

タイに入国しようとする全ての者に対して、空路、陸路、水路における全てのタイ国境が閉鎖されます。ただし、次の場合を除きます。

- (1) 労働許可証及び空路での移動に適した健康状態であることの証明書を所持する外国人
- (2) タイ王国大使館の証明書及び空路での移動に適した健康状態であることの証明書を所持するタイ国籍保有者
- (3) タイで働く外交関係者
- (4) 物品輸送者
- (5) タイ行き交通機関の操縦者及び客室乗務員
- (6) 首相による許可を受けた者

入国管理官は、入国管理法に基づき、新型コロナウイルスに感染している若しくは感染の疑いのある外国人、又は検査を拒否する外国人に対して、タイへの入国許可を拒否する権限を有します。

4. 物品の買いだめの禁止(本規則第 4 条)

医薬品、医療用品、食料品、飲料水その他日常的に消費される生活必需品を買いだめすることは禁止されています。

5. 集会の禁止(本規則第 5 条)

いかなる場所においても、会合若しくは集会を行うこと、又は不安を煽るような行為をすることは、禁止されています。

6. 感染弱者への対応(本規則第 8 条)

新型コロナウイルスに感染するリスクが高い以下の人は、外出の自粛が求められています。

- (1) 70 歳以上の者
- (2) 糖尿病、高血圧、心血管疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患、自然免疫力が低く投薬治療が必要なアレルギー疾患等の先天性疾患を有する者
- (3) 5 歳未満の子供

7. 一部事業の営業及び運営に関する方針(本規則第 12 条)

特に次に掲げる場所は、通常どおり営業及び運営することができます。ただし、本規則に基づく感染予防策(例: 毎日の清掃、全従業員のマスク着用、職場における 1 メートル以上の距離の維持等)を十分に講じるものとされています。

- (1) 病院
- (2) ホテル(宿泊施設及び飲食店に限る。)
- (3) 証券取引及び金融取引業
- (4) 工場
- (5) 銀行
- (6) ガソリンスタンド
- (7) ショッピングモール(スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品及び生活必需品売り場に限る。)
- (8) 旅客及び貨物輸送サービス(オンラインショッピングの配送を含む。)
- (9) 政府機関(本規則の制定前に閉鎖又は業務停止をした教育機関等の政府機関を除く。)

本規則第 15 条によると、本規則第 1 条から第 6 条に違反した場合、当該違反者は、緊急勅令第 18 条に基づき、2 年以下の自由刑若しくは 4 万バーツ以下の罰金又はその両方に処されます。また、一定の場合には、2015 年感染症法第 52 条に基づき、1 年以下の自由刑若しくは 10 万バーツ以下の罰金若しくはその両方に処されるか、又は 1999 年商品及びサービス価格法第 41 条に基づき、7 年以下の自由刑若しくは 14 万バーツ以下の罰金若しくはその両方に処される可能性があります。

なお、本規則第 16 条によると、首相は、必要に応じて、措置、条件又は期間に関する要件を修正、追加又は緩和する規則を、タイ王国政府官報に掲載し、発動することができるとされています。そのため、今後も状況を注視し、最新情報をアップデートさせていただきます。

(本記事は、一般的で抽象的な法律情報を提供することのみを目的としており、特定の事実に基づく法律上の見解や助言をお伝えするものではありません。)

